

## 日光市小規模解体工事の発注方式に関する試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事において、設計及び監理業務委託費の削減を図り、事業期間の短縮を目的として小規模解体工事を試行するため、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 対象工事は、設計額が130万円を超え1,000万円未満の木造建築物の解体工事とし、次の各号のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- (1) 国庫及び県費補助事業
- (2) アスベスト等含有物の除去を含む工事
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める工事

(予定価格の設定)

第3条 予定価格は、解体する建物の延べ面積に解体工事単価を乗じ算出した工事価格(消費税相当額を含まず、1,000円未満を切り捨てたもの。)に消費税相当額を加えて算出する。

(解体工事単価の決定方法)

第4条 解体工事単価は、対象工事の実績調査に基づき決定する。

(解体工事単価の設定及び改定)

第5条 解体工事単価の設定は4月1日とし、改定は年度ごとに実施する。

(最低制限価格)

第6条 最低制限価格は、日光市最低制限価格制度事務処理要領第4条第1項第1号ウに規定する、工事価格に10分の8.7から10分の9.2までの範囲内で、契約執行者が定める割合を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とする。

(施行方法)

第7条 施行方法は指名競争入札とし、電子入札で執行する。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。